

共通費用の配賦不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																														
<p>公益財団法人 大阪府文化財 センター</p>	<p>公益財団法人大阪府文化財センター（以下「文化財センター」という。）は、5つの公益目的事業会計と法人会計に区分し会計処理を行っている。</p> <p>公益目的事業会計のうち、弥生文化博物館事業会計及び近つ飛鳥博物館事業会計に関する事務管理業務については、法人本部事務職員が担当している。平成25年度から従事実態を考慮して、人件費をそれぞれの事業会計に配賦している。しかし、各事業の従事割合等客観的な配賦基準に基づくものではなく、每期異なる配賦方法で当該職員の人件費に係る配賦計算が行われていることから、実態を適切に反映した人件費の配賦計算が行われているのか判断できない。</p> <p>法人本部事務職員の各事業会計への人件費等配賦額 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="409 772 1816 1591"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成24年度</th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th colspan="2">平成26年度</th> </tr> <tr> <th>弥生文化博物館事業会計</th> <th>近つ飛鳥博物館事業会計</th> <th>弥生文化博物館事業会計</th> <th>近つ飛鳥博物館事業会計</th> <th>弥生文化博物館事業会計</th> <th>近つ飛鳥博物館事業会計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>8,506,935</td> <td>0</td> <td>4,193,541</td> <td>2,331,074</td> <td>5,933,585</td> <td>1,421,739</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td>758,700</td> <td>0</td> <td>865,200</td> <td>0</td> <td>1,747,150</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,265,635</td> <td>0</td> <td>5,058,741</td> <td>2,331,074</td> <td>7,680,735</td> <td>1,421,739</td> </tr> <tr> <td>実際に行われた配賦方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>従事本部事務職員 2名</li> <li>全ての人件費及び退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>従事本部事務職員 2名</li> <li>人件費については1名分の平成25年10月～3月分の6か月分の人件費を近つ博物館事業会計に負担させ、残額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> <li>全ての退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>従事本部事務職員 2名</li> <li>人件費については1名分の平成27年1月～3月分の3か月分の人件費を近つ博物館事業会計に負担させ、残額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> <li>全ての退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		平成24年度		平成25年度		平成26年度		弥生文化博物館事業会計	近つ飛鳥博物館事業会計	弥生文化博物館事業会計	近つ飛鳥博物館事業会計	弥生文化博物館事業会計	近つ飛鳥博物館事業会計	人件費	8,506,935	0	4,193,541	2,331,074	5,933,585	1,421,739	退職給付引当金繰入額	758,700	0	865,200	0	1,747,150	0	合計	9,265,635	0	5,058,741	2,331,074	7,680,735	1,421,739	実際に行われた配賦方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>従事本部事務職員 2名</li> <li>全ての人件費及び退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従事本部事務職員 2名</li> <li>人件費については1名分の平成25年10月～3月分の6か月分の人件費を近つ博物館事業会計に負担させ、残額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> <li>全ての退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従事本部事務職員 2名</li> <li>人件費については1名分の平成27年1月～3月分の3か月分の人件費を近つ博物館事業会計に負担させ、残額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> <li>全ての退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> </ul>	<p>文化財センターが実施する事業の実態を適切に反映した事業区分毎の会計を行うため、弥生文化博物館事業会計及び近つ飛鳥博物館事業会計の双方に従事している法人本部職員の人件費配賦を、従事割合等合理的な配賦基準を定めるとともに、当該基準に基づいた配賦計算を実施されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公益認定等ガイドライン】 7. 第5条第8号、第15条関係 ～中略～ ② 認定規則第19条（認定規則第13条第2項の「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用の配賦について定めるもの）の「適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない」については、以下の配賦基準を参考に配賦する。 (配賦基準)</p> <table border="1" data-bbox="1905 1266 2300 1528"> <tr> <td>配賦基準</td> <td>適用される共通費用</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">～中略～</td> </tr> <tr> <td>従事割合</td> <td>給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">～以下略～</td> </tr> </table> </div>	配賦基準	適用される共通費用	～中略～		従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等	～以下略～		<p>弥生文化博物館事業会計及び近つ飛鳥博物館事業会計の2事業に従事している法人本部職員2名の人件費配賦について、平成28年4月分以降、各職員から従事日数を報告させ、各々の会計の負担割合に基づいて、配賦計算を実施することとした。</p>
	平成24年度		平成25年度		平成26年度																																												
	弥生文化博物館事業会計	近つ飛鳥博物館事業会計	弥生文化博物館事業会計	近つ飛鳥博物館事業会計	弥生文化博物館事業会計	近つ飛鳥博物館事業会計																																											
人件費	8,506,935	0	4,193,541	2,331,074	5,933,585	1,421,739																																											
退職給付引当金繰入額	758,700	0	865,200	0	1,747,150	0																																											
合計	9,265,635	0	5,058,741	2,331,074	7,680,735	1,421,739																																											
実際に行われた配賦方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>従事本部事務職員 2名</li> <li>全ての人件費及び退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従事本部事務職員 2名</li> <li>人件費については1名分の平成25年10月～3月分の6か月分の人件費を近つ博物館事業会計に負担させ、残額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> <li>全ての退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従事本部事務職員 2名</li> <li>人件費については1名分の平成27年1月～3月分の3か月分の人件費を近つ博物館事業会計に負担させ、残額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> <li>全ての退職給付引当金繰入額を弥生文化博物館事業会計に負担させている。</li> </ul>																																														
配賦基準	適用される共通費用																																																
～中略～																																																	
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等																																																
～以下略～																																																	

	<p>【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則】 (関連する費用額の配賦) 第19条 公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額及びこれらと管理運営費用額とに関連する費用額は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。 (以下略)</p>		
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年1月26日から同月27日まで）